

工 事 請 負 契 約 書 (案)

- 1工 事 名男鹿山林道（尾ヶ倉橋外1）改良工事（R7 補正）
- 2工 事 場 所栃木県日光市横川字男鹿山国有林1 1 2 い 1 林小班外
- 3工 期令和 年 月 日から
令和 8 年 1 1 月 6 日まで
- 4工事を施工しない日
工事を施工しない時間帯
- 5請負代金額 円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円）
- 6契約保証金額 円
- 7調 停 人
- 8前 金 払 請負代金額の 10 分の 以内
- 9あっせん又は調停を行う建設工事紛争審査会
〔 〕建設工事紛争審査会
- 1 0 選 択 条 項 別冊約款中選択される条項は次のとおりであるが、そのうち適用されるものは（○印）、削除されるものは（×印）である。

適用削除 の 区 分	選 択 事 項		選 択 条 項
	契約保証金の納付		第 4 条第 1 項第 1 号
×	契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供		第 4 条第 1 項第 2 号
	銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社の保証		第 4 条第 1 項第 3 号
	公共工事履行保証証券による保証		第 4 条第 1 項第 4 号
	履行保証保険契約の締結		第 4 条第 1 項第 5 号
	[] 主任技術者		第10条第 1 項第 2 号
	[] 監理技術者		
	支給材料及び貸与品		第15条
	前金払		第35条第 1 項
	中間前金払		第35条第 5 項
	部分払	回以内	第38条
	部分払の対象となる工場製品		第38条
×	国庫債務負担行為に係る契約の特則		第40条

- 1 1 建設発生土の搬出先等 建設発生土の搬出先については特記仕様書に定めるとおり。
- 〔注〕 この工事に伴い工事現場から建設発生土を搬出する予定である場合は、仕様書又は現場説明書に建設発生土の搬出先の名称及び所在地を定める。仕様書に定めた場合には「建設発生土の搬出先については仕様書に定めるとおり」と記入し、現場説明書に定めた場合には「建設発生土の搬出先については現場説明書に定めるとおり」と記入する。なお、この工事が資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号）の規定により再生資源利用促進計画の作成を要する工事である場合は、受注者は、工事の施工前に発注者に再生資源利用促進計画を提出し、その内容を説明しなければならず、工事の完成後に発注者から請求があったのときは、その実施状況を発注者に報告しなければな

らない。

- 1 2 解体工事に要する費用等 別紙 2 のとおり
- （注）工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）第 9 条第 1 項に規定する対象建設工事の場合に限る。
- 1 3 住宅建設瑕疵担保責任保険
- 〔注〕 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成 19 年法律第 66 号）第 2 条第 5 項に規定する特定住宅瑕疵担保責任を履行するため、住宅建設瑕疵担保責任保険に加入する場合は、(1)保険法人の名称、(2)保険金額、(3)保険期間についてそれぞれ記入する。なお、住宅建設瑕疵担保保証金の供託を行う場合は、受注者は、供託所の所在地及び名称、共同請負の場合の建設瑕負担保割合を記載した書面を発注者に交付し、説明しなければならない。

上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和 年 月 日に交付した国有林野事業工事請負契約約款によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、受注者が共同企業体を結成している場合には、受注者は、別紙の共同企業体協定書により契約書記載の工事を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書 2 通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 （住所）栃木県日光市土沢 1 4 7 3－1
支出負担行為担当官
（氏名）日光森林管理署長 中村 昌有吉 印

受注者 （住所）
（氏名） 印

〔注〕 受注者が共同企業体を結成している場合においては、受注者の住所及び氏名の欄には、共同企業体の名称及び共同企業体の代表者並びにその他の構成員の住所及び氏名を記入する。

別紙 2

建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等）

1 分別解体等の方法

工 程	作業内容	分別解体等の方法
工程ごとの作業内容及び解体方法	①仮設 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	②土工 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③基礎 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④本体構造 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑥その他 () □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

(注) 分別解体等の方法については、該当がない場合は記載の必要はない。

2 解体工事に要する費用（直接工事費） 円（税抜き）

(注) ・解体工事の場合のみ記載する。

- ・解体工事に伴う分別解体及び積込みに要する費用とする。
- ・仮設費及び運搬費は含まない。

3 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

建設資材廃棄物の 種 類	施 設 の 名 称	所 在 地

(注) 建設現場において再資源化する場合については、記載不要。

4 再資源化等に要する費用（直接工事費） 円（税抜き）

(注) 運搬費を含む。